

## 第15回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）午後1時30分から午後2時6分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史		
	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏
委員	5番	菊地 匠	6番	井上 善博
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
報告第3号	令和6年度玉葱作況調査の結果について
報告第4号	令和6年度水稻作況調査の結果について
議案第1号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
議案第2号	現況証明願について
議案第3号	令和6年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について
議案第4号	令和6年度果樹作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 15 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 3 番の高橋凌委員と、4 番の竹田安宏委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。こちらは、農地の相続による権利移動になります。案件は 1 件です。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、東豊沼 30 番、地目は公簿・現況とも田、面積 3,570 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 10,063 m<sup>2</sup> で、令和 6 年 1 月 24 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED] が亡くなられたことにより、息子さんである [REDACTED] が相続されました。9 月 5 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。12 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照いただければと思います。こちらの農地は、今年 3 月 25 日の定例総会において、[REDACTED] が [REDACTED] の息子さんらと賃貸借を結ばれた農地となります。以上です。

議長 全員 只今、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。  
なし。

議長 全員 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。

議長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページと別紙 1 をご覧ください。案件は 1 件、[REDACTED] です。別紙 1 の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に見ていきたいと思います。経営面積は田が 13ha、畑が 2.5ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、米、キュウリを中心とした農産物の加工・販売であり、全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員 1 人が農業常時従事者であり、裏面をご覧いただきまして、業務執行役員である 1 人も農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、[REDACTED] は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。以上、ご報告とさせていただきます。

議長 全員 只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。  
なし。

議長 全員 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。

議長 それでは、本件を承認いたします。

事務局

続きまして、報告第3号「令和6年度玉葱作況調査の結果について」事務局より報告願います。

では、報告第3号をご説明いたします。議案の3ページと別紙の2をお開きください。まず、議案の1番、調査日は8月23日。2番、調査件数は5件。3番、調査結果は別紙2・3にまとめております。

次に別紙2の結果一覧表をご覧ください。一覧表の左から5列目に「10a当たり収量」という欄がありまして、その列の下の方に平均値を記載しております。今年度の平均値は、7,143kgとなり、上の( )内の5,050.50kgが昨年度の平均値なので、昨年度より、2,092.5kg上回ったことになります。また、表の一番下の行に、サイズ別の比率を示しております、一番左から、2L、L大の比率が上段( )内の昨年度の数値に比べて上昇しており、逆にL・M・Sの比率は下がっております。特に、L大が昨年度9.93%に比べて今年度は41.01%ですから、今年は昨年より、生育が順調だったことが伺えます。

次に別紙を1枚めくっていただき、別紙3をご覧ください。ここでは農作物の「収量」をもとにして出した、作況指数を割り出しております。右上方に記載しております、砂川市農業委員会の調査結果による作況指数についてですが、今年度の指数は「116.4」という結果になりました。この数字は、左側に記載があります、平成29年から令和5年までの収量から、斜線を引いてある、一番多い年と一番少ない年、この場合、令和4年と令和5年ですが、この2年を除いた平均値である6,136.44kgと今年の収量7,143kgを比較して割合を出しています。ちなみに昨年度の作況指数は、「77.65」でした。

また、その右側に参考までに、北海道農政事務所が出している数値を元に作況指数を出すと、「175.71」となります。農政事務所の調査対象は全国としているため、指数が高くなります。参考までに、本日、資料としてお配りした、普及センター中空知支所が出している「農作物生育の概要」の一番下の行の玉葱の摘要欄を見ると、9月1日現在の方は、「収穫は順調に進んでいたが、断続的な降雨があり作業が少し遅れている」とされていましたが、9月15日現在の方では「収穫作業は順調に進んだ」とされました。その他、結果の詳細については資料をご参照いただければと思います。以上、報告第3号のご説明といたします。

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第4号「令和6年度水稻作況調査の結果について」事務局より報告願います。

事務局

では、報告第4号をご説明いたします。議案の4ページと別紙の4をお開きください。

今年度の水稻作況調査については、まず議案の1番、9月5日に実施しました。これは、昨年度もですが、例年より1週間程早い実施となりました。2番、調査件数は西豊沼から富平までの7件で、3番の調査結果は別紙4にまとめておりますので、別紙をご覧いただきたいと思います。

まず、調査を行った7件の反収ですが、上の表の一番下の行に「平均」を記載しております。こちらを見ると、平均反収は548kgとなりまして、上の( )内の昨年度の数値は468kgですから、昨年から比べ、80kg上回ったことになります。また、右隣の列の「俵数」で見ましても、昨年の7.8俵から、今年は

9.1 俵と、昨年に比べ 1.3 俵上回っています。

次に、下の方に記載しています作況指数を見ますと、農業委員会のこれまでの調査結果を元にした作況指数は「100」の「平年並み」となりました。その右側には、農政事務所が出している統計と比較した作況指数を参考までに載せておりますが、こちらは「97」の「やや不良」となりました。

また、参考として、普及センターの資料「農作物生育の概要」9月15日現在の水稻の摘要欄を見ますと、「倒伏が一部で見られており、刈り遅れによる品質低下が心配される」とのことですが「登熟は良好で白未熟粒や胴割粒の発生は少ない見込み。作柄は平均並み～やや良が見込まれる」とのことです。

以上、報告第4号の説明といたします。

只今、報告第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」事務局より提案願います。

では、議案第1号をご説明します。議案の5ページをお開き願います。案件は2件ございます。2件とも農地保有合理化事業によるものになります。まず1番、計画番号が令和6年度賃第4号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は札幌市中央区北5条西6丁目1番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は、東豊沼102番、地目は公簿・現況とも田、面積 24,357 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計4筆、面積 48,650 m<sup>2</sup>、対価は年額 92,920 円です。これは、農地保有合理化事業のルールに基づくもので、公社が前の所有者である[REDACTED]から農地を買入した価格、929万2千円の1%相当額になります。支払いは12月10日までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和11年7月24日までの4年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は別紙5のとおり全ての要件を満たしております。この案件は、7月の定例総会において、[REDACTED]から北海道農業公社へ農地を売買することを決定していましたが、その後、登記などの手続きが済みましたので、今度は公社から[REDACTED]へ、約5年間、農地を賃貸借するものになります。

続きまして6ページをお開き願います。2番、計画番号が令和6年度賃第5号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は札幌市中央区北5条西6丁目1番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は、東豊沼287番1、地目は公簿・現況とも田、面積 49,690 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計3筆、面積 69,356 m<sup>2</sup>、対価は年額 115,380 円、こちらも、公社が[REDACTED]から農地を買入した価格、1,153万8千円の1%相当額になります。支払いは12月10日までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和11年7月24日までの4年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は別紙6のとおり全ての要件を満たしております。以上、議案第1号の説明といたします。ご審議をよろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

はい、井上委員。

公社から借り入れをする時は、昔は2パーセントの金額を払うということだったのですが、それはまちまちなのでしょうか。

昨年からルールが変わって、以前2パーセントだった時は、5年後に買う時

議長

全員

議長

全員

議長

事務局

議長

井上委員

事務局

に公社から助成金があったのですが、今年度から公社から助成金が無くなつて、1%払うことになりました。負担という点では変わりはありません。ルールが変わったというだけです。

井上委員

議長

全員

議長

全員

議長

議長

はい、分かりました。

その他何か質問等ございませんか。

なし。

それでは、質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第2号「現況証明願について」事務局より提案願います。

では、議案第2号をご説明します。議案の7ページをお開き願います。案件は1件です。願出者及び土地所有者は、  
土地の表示は、北光242番10、公募は田となっており、面積451m<sup>2</sup>の1筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、9月17日に関係委員に確認いただいております。図面は14ページ、第3号図に示しております。

こちらの土地は、第3号図をご覧いただきたいのですが、先日、隣の土地である242番3から地目変更をするために分筆された土地であります。さらに、こちらの土地の上には、約30年前に建てられた住宅と庭のみで、農地と呼べる部分はないことを補足させていただきます。以上、ご審議願います。

只今、議案第2号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。  
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。  
異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第3号「令和6年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査の実施について」、事務局より提案願います。

では、議案第3号をご説明します。議案の8ページをお開き願います。こちらの調査は、昨年度も実施いたしましたが、改めて調査の趣旨について確認したいと思います。本調査は、農業委員の皆様が、年に1回、全員で、かつ一齊に、市内の農地を見て、利用状況を把握・調査するもので、特に、長期間耕作されていない農地や違反転用ではないかといった、懸案の農地を調査することになります。

法的な部分としては、農地法第30条において「毎年1回、区域内にある調査を行わなければならない」と明記されておりまして、また、この調査を踏まえて、今後の定例総会において「非農地化」、つまり「農地を農地ではなくする」という重要な判断を行うこととなっています。

では、具体的な内容をご提案をさせていただきたいと思います。1番、調査期日は10月15日、火曜日、既にお伝えしておりますが、この調査と同日午後3時前後から、協議会として管内研修を行う計画をしております。2番の調査範囲は市内一円、3番の調査順序は記載のとおり西豊沼から始めて、北へ向かっていくルートを組みたいと思います。4番の開始時刻は、午前9時にマイクロバスが市役所前を出発しますので、委員の皆様は5分位前には市役所前に集合いただければと思います。

最後に、調査対象とする農地ですが、事務局としても調査対象を検討・整理しますが、皆様からも、日頃気になっている農地、例えば、荒廃している農地や受け手が見つからない農地、逆に今後活用予定の農地など、全員で見ると何

らかの参考になる、といった農地などがありましたら、ぜひ情報をお寄せいただきたいと思います。以上、議案第3号の説明とします。ご審議願います。

議長 全員  
議長 全員  
議長 全員  
議長 なし。  
質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

議長 それでは、異議なしと認め、提案のとおり農地利用状況調査を実施することいたします。  
事務局 続きまして、議案第4号「令和6年度果樹作況調査について」事務局より提案願います。

議長 それでは議案第4号をご説明します。議案の9ページをお開き願います。  
今年度の果樹作況調査は、まず1番の調査期日を10月25日、金曜日、次の定例総会の日としまして、2番の調査対象農家は今年度も[REDACTED]のりんご農園を検見することとし、3番、開始時刻は定例総会終了後とし、今回も市役所前から、委員の皆様全員でマイクロバスに乗って、現地に向かいたいと思います。

議長 以上、議案第4号の説明とします。ご審議願います。  
議長 只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。  
議長 なし。  
議長 質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。  
議長 それでは、異議なしと認め、提案のとおり果樹作況調査を実施することといたします。  
議長 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。  
議長 なし。  
議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。  
議長 では、事務局より説明願います。

## 事務局 1. 議会関連報告（事務局長）

### 2. 空知管内農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会（事務局）

- ・日 時 11月26日（火） 13:30～
- ・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」（深川市）
- ・出席者予定者 全委員、事務局職員

### 3. 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」提出に向けた取り組み（事務局）

- ・7月上旬 農業生産者団体に要望事項を照会
- ・9月27日 上記の提出期限
- ・10月上旬 検討委員会の開催  
(検討委員：会長、会長職務権代理者、議席番号6～9の委員)
- ・10月25日 第16回定期総会で意見書（案）を審議
- ・11月上旬 砂川市長に意見書を提出

4. 2025 年版農業委員会手帳の申し込み（事務局）

- ・全国農業会議所が刊行する 2025 年度版農業委員会手帳の申し込みを受け付けますので、本日、別紙 7 の確認票を事務局に提出してください。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、9 月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

6. 協議会報告（協議会長）

議長  
全員  
議長  
只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特ないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

まず、農地利用状況調査は、10 月 15 日、火曜日の午前 9 時からです。5 分前までには、市役所の前に集合願います。

そして、次回の総会は、10 月 25 日、金曜日の午後 1 時半からですのよろしくお願ひします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員